

日インド経済連携協定に関するお知らせ

平成 23 年 7 月 29 日
経 済 産 業 省

日・インド経済連携協定は、平成 23 年 8 月 1 日に我が国とインドとの間で効力を生ずることとなります。

日インド経済連携協定における運用について、インド政府から伝えられた内容は概要以下の通りです。

1. インド側の原産地証明書の発給体制については、遡及発給も含めて整備済み。運用に係る主たる連絡先は、
Mr. Zothan Khuma, Director (Foreign Trade), Department of Commerce, Ministry of Commerce & Industry (zothan.khuma@nic.in)
Mr. Zothan Khumaが不在の際には、
Mr. Ajay Srivastava, (sajay@nic.in) が対応する。

なお、連絡の際は、FT(NEA)Division, Department of Commerce の Mr. G.C. Yadav, Under Secretary (gc.yadav@nic.in)

及び

FT(NEA)Division, Department of Commerce, Ms. Suchismita Palai, Director, (s.palai@nic.in) にも CC (同報) を送付願いたい。

2. 日本側の原産地証明の受理を含む関税引下げの手續については、遡及発給の原産地証明書の受理を含め、整備済み。運用に係る連絡先は、
Mr. Satish Reddy, Director (International Customs), Central Board of Excise & Customs, Department of Revenue, Ministry of Finance (sk.reddy@nic.in)
又は
Mr. Manish Mani Tiwari (manish.tiwari@nic.in)

3. インド税関におけるリファンド、ボンドの引き取り（注：我が国における「輸入許可前の貨物引取り制度」と同様の制度）については準備が整っている。

※ なお、日印 EPA における特定原産地証明書の遡及発給が認められる期間

は船積み後、9ヶ月以内であることに注意が必要。

※ インドにおける日インド経済連携協定に基づく実際の運用に関しては、インド側当局に詳細を個別にご確認下さい。